

東伊豆町空き家活用支援補助金制度

【目的】

東伊豆町空き家バンクに登録されている物件を取得又は賃借する利用者に対して、改修費用の一部及び取得費、家賃の一部を補助し、負担の軽減をするもの。

【補助対象者】

- ・新規に転入した方で、登録物件の住所に住民登録をした方。
- ・5年以上その物件に居住する方。
- ・1年以内に町から転出していない方。
- ・納付すべき町税等の滞納がない方。
- ・以前に同補助金又は町の他の補助金等を受けていない方。
- ・物件を取得した方にとっては、取得者及びその属する世帯全員が町内に居住を供する建物を保有していない方。

【改修費補助】

- ・工事金額 100 万円以上の場合
20 万円 (限度額)
- ・工事金額 10 万円以上 100 万円未満の場合
工事金額の 20% 補助

【住宅取得費補助】

- ・取得対価の 3% 以内
30 万円 (限度額)

【家賃補助】

- ・家賃の 1/2 補助
3 万円を限度で 3 か月分

お問い合わせ

東伊豆町役場企画調整課企画係

95-6202 (直通)